

資料 2

令和3年度

西東京市農業施策に関する意見
(案)

令和3年 11 月 日

西東京市農業委員会

西東京市におかれましては、第2次西東京市農業振興計画中間見直しに基づき、各種の農業振興施策に取り組まれているものと承知しております。

特定生産緑地や都市農地貸借円滑化法などの制度が始まり、農業者は新たな将来展望を描くことが求められている中で、市内の農業者の代表である農業委員会としては、農業者の意見に基づいた効果的な支援を、継続的に行っていくことが重要であると考えております。

本市の貴重な農業及び農地を将来にわたり守っていくため、市と農業委員会は連携して、都市農業の振興を通じた地域の発展を目指さなければなりません。

つきましては、西東京市に対し、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、下記のとおり意見を提出いたします。

記

1 生産緑地制度への対応について

特定生産緑地制度に関して、市内に農地を所有する全ての農業者に対し、正確かつ十分な情報を提供し、制度について正しく理解できるよう適切な支援を行うこと。

また、特定生産緑地の申請においては、農業委員会と連携のうえ、適切に手続きを行うよう十分に配慮すること。

なお、生産緑地の指定基準における一団性の要件については、速やかに緩和を行うこと。

2 都市農地の保全について

農地の保全については農業者の様々な事情を考慮するとともに、関係機関等と連携を図り、創意工夫して農地の保全に努めること。

3 農業者への適切な支援について

農業経営の効率化・省力化に努め、新たな農業技術の導入を図るなど、意欲を持って経営に取り組む農業者に対し、農地の規模に関わらず農業者の意向に沿った支援を検討し、規模や内容を充実させること。

4 都市農業に対する市民理解の促進について

農地の有する多面的機能の周知や、農業及び農地、農業者に対する理解を促進するため、市報等を活用した広報や、市民が農業と触れ合う機会の創出、地産地消を推進する事業などの施策に取り組むこと。

令和3年11月 日

西東京市長 池澤 隆史 様

西東京市農業委員会 会長 村田 秀夫